

情報通信行政検証委員会 検証結果報告書（第一次）
～東北新社の外資規制違反等の問題について～（2021年6月4日）抜粋

第3 東北新社の認定、認可の経緯と会食概要

1 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

- (2) これに対して総務省は、所要の決裁及び電波監理審議会への諮問・答申を経て、平成29年（2017年）1月24日（火）付けで、衛星基幹放送事業者の認定を行った。その際、担当者は、当時の衛星・地域放送課における標準的な運用（第4の1(2)参照）に則り、上記申請書の「欠格事由の有無」欄及び別紙(3)の記載にのみ基づき、外資規制に抵触しないと判断したものと認められる。また、審査の過程では、外資比率について、衛星・地域放送課の中で誰が責任を持ってチェックをするかの分担が、必ずしも明確になっていなかったと認められる。

第5 認定事実を踏まえた当委員会の評価

1 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

- (2) この点、総務省が、東北新社の外資規制違反を指摘しないまま認定を行ったことは事実であるが、そもそも東北新社の社内資料によると、東北新社自身が外資規制違反の状態にあることに気付いておらず、また、総務省においても、衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法に則って、申請書の記載のみで確認したことにより、違反を認識し得なかったためであると認められる。すなわち、認定における外資規制違反の見逃しは、申請者における不備及び総務省における審査のあり方に起因するものと考えられ、それらの点の改善が急務ではあるが、当委員会の検証との関係でいえば、個々の職員の意図的な行為によって行政がゆがめられたとは認められない。

なお、総務省における外資規制に関する審査は、

- ・ 申請書の記載で確認することとなっているにもかかわらず、申請書の記載のみでは、外資規制に抵触しているか否かがわからない様式となっていること(第4の1(2)参照)、
 - ・ 審査の過程で、外資比率について、衛星・地域放送課のチェック体制や分担が明確になっていないこと(第3の1(2)参照)、
- といった問題があると認められ、その改善が急務である。

衛星基幹放送の業務認定申請書

平成28年10月17日

総務大臣 殿

郵便番号 〒107-8460
 住所 東京都港区赤坂4-8-10
 (ふりがな)

氏名 かがしきがいしゃ とうほくしんしゃ
 株式会社 東北新社

代表取締役社長

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注1)	超高精細度テレビジョン放送 (有料放送を含む)
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)	株式会社 放送衛星システム
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注3)	対地静止衛星軌道 E 110° 経度及び緯度の変動幅 ±0.1°
希望する放送対象地域	日本全国
希望する周波数(注4)	別紙1のとおり
業務開始の予定期日	平成30年12月1日
放送事項(注5)	別紙2のとおり
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注6)	別紙3のとおり
欠格事由の有無(注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

[REDACTED]	BOSTON, MA, USA	金融業	1.73	外国法人
[REDACTED]				
[REDACTED]	NEW YORK, NY USA	金融業	1.58	外国法人
[REDACTED]				
[REDACTED]	SAN FRANCISCO, CA, USA	金融業	1.38	外国法人
[REDACTED]				
[REDACTED]	東京都中央区	金融業	1.10	
[REDACTED]				
[REDACTED]				